

未成年者喫煙禁止・飲酒禁止法改正と

郷土の先覚者根本正

茨城県議会議員 海野 隆

最近コンビニエンスストアなどに入ると、未成年者に対する酒やタバコの販売方法について注意する大きなポスターが目立つ所に貼られている。未成年者が飲酒や喫煙を禁じられており、未成年者に酒タバコを販売してならないことはだれでもが知っていることである。

未成年者喫煙禁止法と未成年者飲酒禁止法がいつ頃できたのか正確に知っている人は少ない。何人かに聞くと、婦人参政権などと同様に戦後の一連の改革の中で制定されたものであるとか、あるいは昭和になつてからと答える人が多い。

九九年の未成年者飲酒禁止法の一部改正に続いて、先の臨時国会でも未成年者喫煙禁止法および未成年者飲酒禁止法の一部が改正された。改正の内容は主に罰則の強化である。罰則金が五十万円に引き上げられた。

未成年者禁煙・禁酒法と称されるこの法律は極めて簡潔なものである。両法とも四条までしかない。未成年者自身が喫煙したり飲酒をしたりすることの禁止、親権者が制止することの義務、営業者への

販売禁止と器具の没収・廃棄と処罰を規定している。

昭和二十二年に「未成年者」を「満二〇年ニ至ラサル者」と一部改正し、二十三の「罰金等臨時措置法」による変更のほか大幅な改正はなかった。古い法律である。

未成年者喫煙禁止法は明治三十三年、未成年者飲酒禁止法は大正十一年に成立している。九九年と二〇〇〇年の改正が初めての本格改正となり、罰則の強化によつて販売実行者だけでなく法人や代表者への罰則も追加された。一世紀ぶりの本格改正だった。

この法律は政府提案ではなくて、議員提案で成立している。ロッキード事件や日本列島改造計画で有名な田中角栄元首相は、一方で議員立法を数多く成立させた有能な国会議員として知られている。アメリカなどでは提案した議員の名を冠した法律が多い。公害規制を定めたマスクー上院議員の「マスクー法」、銃規制強化を求めて努力したジエームズ・ブレイディ氏にちなむ「ブレイディ法」などが典型だ。

日本ではそのような慣習はないが、そのように呼ぶとすれば「根本正法」となる。この全文で四条しかない簡潔な未成年者喫煙禁止法および未成年者飲酒禁止法が成立するには、提案者である根本正の執念の議会活動があつた。未成年者喫煙禁止法を明治三十三年に提出・成立させた根本は、翌三十四年に未成年者飲酒禁止法を国会に提出するが、その成立施行までに実に十九回の法案提出と二十一年間の歳月を必要としたのである。

根本正という代議士は、幕末の水戸藩、現在的那珂町東木倉の庄屋の家に生まれた。郡役所の下級役人として幕藩体制から明治近代国家成立への大転換期に直面し、青雲の志を抱いてアメリカに渡つた。

多くの人の善意に支えられて大学に進み、アメリカ民主主義を身につけて教育の重要性について学び、帰国してからは政治の場でわが国でのその実現に終生尽くしている。根本の生きた時代とその実績については、仙台の医師・加藤純二氏の「根本正伝」(銀河新社)が出版されている。

加藤氏は開業した地域の中で、アルコール依存症の患者とのかかわりの中で根本を知り、診療の合間、休日を利用しながら水戸市、常陸太田市、那珂町、大子町、東京、横浜市など日本での根本の足跡をたどり、現地調査と聞き取りをしながら、出版するまで八年の歳月をかけて丁寧取材したものである。まさに根本正にとりつかれたような情熱で書き上げた労作である。一読を勧めたい。(電話 〇二二二二三五八八七六)、宮千代内科医院)

町議会議員当時、私は地域にこだわった。人材、歴史、文化などの地域の資源を発掘し見直し、それを現代によみがえらせながら、一般的な地域の力を高めていくことを提唱し、それに基づく具体的な提案をしたことがある。先進的な自治体では既に実行されていたことではあるが、地域から全国的に国際的に活躍できるような人材をはぐくんでいくような教育条件の整備とサポート体制をつくり、全国的に飛躍できるような企業が育つような環境をつくり、地域の人々が誇りを持って豊かな生活を享受できるようにしたいと考えたのである。

その一連の提案の中に、地域が生んだ先人の足跡をたどり、業績や功績の正当な評価を与えるというものがあつた。地域が輩出した郷土の先人の象徴的な人物として、具体的に根本正に学ぶことを提唱したのである。その時期に偶然出会つたのが、加藤氏の「根本正

伝」である。私はこの本が出版されていることを知らなかつた。手にしたその日のうちに一気に通読し、改めて郷土の先人の業績を詳細に知るようになったのである。

根本は郷土の先人・偉人であつたが、生家があり親族が居住する那珂町五台地区を除いては、町全体としてほとんどその業績や人物像について語り継がれることもなく、また学ぶ機会もなかつたのである。

地元小学校では根本の業績について長い間学ばれてきたが、どのような理由であるか分からないが(学習指導要領の改訂に伴うと聞くが詳細は不明)、数十年前に中断したまま今日に至つてという状況だつた。せめて今一度語り継ぐ機会を作りたいと小学校の副読本に取り上げることができないものか、教育委員会の積極的な取り組みを要請したりもした。

その後、加藤氏の講演を実現したりする中で、さまざまな方々の準備や努力があつて「根本正顕彰会」(事務局、那珂町教育委員会内)が誕生した。顕彰会は町内外への熱心な活動によつて着実に「ネモショウイズム」の輪を広げている。特に、子供たちが先人に学ぶ機会をつくろうという町内小学校の先生方への呼び掛けにこたえて、授業の中で取り上げられているのは心強い。授業での成果を見て、「ネモショウイズム」の真髄である「全身に良心の満ちることを実感している」。

麻薬などのドラッグ常習者の低年齢化が懸念され、社会全体の規範のゆるみ、モラルの低下が心配されている。従来は当たり前前の社会の規範について、改めて説明しなければならぬ状況があるという。人を殺してはなぜいけないか。他人のものを盗んではなぜいけないか。

公共のものを破壊してはなぜいけないか。辺り構わずものを捨ててはなぜいけないか。なぜ、なぜいけないのか、というように説明が必要だといわれる。

根本正は、嘉永四年、一八五一年に生まれた。二十一世紀の最初の年に当たる今年には生誕百五十周年という記念の年に当たる。根本が成立に情熱を傾けた未成年者喫煙禁止法・未成年者飲酒禁止法に込めた思いは、二十一世紀初頭の今日の日本の状況の中で役割を終えるどころか、百年の時の経過を経て改めて意義と意味を持ちながら輝きを増している。

県内の八千代町で実践された学校教育現場からのタバコの追放、医師という立場で未成年者の喫煙に警告を発し続けている下妻市の平間医師など、「ネモシヨウイズム」を継承する作業もあちこちで続けられている。一世紀ぶりに改正された未成年者喫煙禁止法と未成年者飲酒禁止法の今日的意義と意味、その提案者である根本正に学ぶことはますます重要となつていふと思う。

2001. 1. 4